

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年6月26日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人時のベル

### (2) 代表者名

島田 純一郎

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区高辻通大宮西入坊門町833番地6 G-stage 京都四条大宮  
307号室

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、京都市在住の障がい児・者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、及び相談支援事業、及び地域生活支援事業に関する事業を行い、障がい児・者、またその家族の人間らしい日常生活の実現に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成27年6月10日

(文化市民局地域自治推進室)